

資料2

事務連絡
令和2年5月12日

荒川水系（埼玉県域）
減災対策協議会
担当者様

国土交通省関東地方整備局
荒川上流河川事務所副所長(技)

令和2年度出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について

平素より水防業務に関しまして、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会」については、令和元年5月27日に減災に係る取組方針を改正し、現在各構成員がそれぞれ減災の取り組みを実施されていることと存じます。

今般、令和2年出水期を迎えようとしているところですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、新型コロナウイルスの感染拡大防止の更なる強化が必要となっています。

これらの状況を鑑み、協議会の開催にあたっては、令和2年4月30日付国水計調第1号、国水情第4号、国水環保第2号「令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」が通知されましたので、下記について協議会での共有、取組をお願いします。

記

1 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）も踏まえた対応

（1）協議会の場を活用した効果的な情報共有について

・協議会については、先日整備局で導入した「Teams」等を活用し、情報共有を図る予定です。カメラ、マイク等が整備されていない自治体におきましても、会議の様子は動画で見ることが可能で、なお、「Teams」の概要については【別紙1】をご確認ください。設定方法等については別途お送り致します。

（2）連携体制の構築及び協議会での共有事項について

- ・都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有し、必要な取組を実施する。また、当該河川の存する市町村の長は、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、従前からの高齢者福祉部局だけでなく、保健福祉部局とも連携を図るよう調整する。
- ・関係行政機関から都道府県等の衛生主管部局他宛の以下の事務連絡を参考に、協議会においても、各構成員は感染症を踏まえた避難等、各取組において感染症を踏まえた対応について共有し、事前に十分な連携体制を構築する等、適切に対応する。

【参考事務連絡】

○令和2年4月1日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長、衛生主管部（局）長宛て、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考URL：内閣府防災情報のページ公表資料>

<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

○令和2年4月7日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長、衛生主管部（局）長宛て、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考URL：内閣府防災情報のページ公表資料>

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

○令和2年4月21日付通知「『避難の理解力向上キャンペーン』の実施等について（通知）」

(各都道府県消防防災主管部長宛て、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）、消防庁国民保護・防災課長発出)

○令和2年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長、衛生主管部（局）長宛て、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長発出)

<参考URL：内閣府防災情報のページ公表資料>

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf

2 令和元年の洪水等を踏まえた協議会における取組内容の充実

・緊急速報メールによる洪水情報の提供

緊急速報メールの配信の有無、配信対象に関して、河川事務所等と市町村間での認識の齟齬がないよう、また継続して認識を共有できるよう、情報共有を図る。

・大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

国管理河川においては、今年度から新たに、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも、今後の河川水位上昇の見込みや、最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表することとしている。協議会の構成員において大雨のピーク後に発生する氾濫への注意喚起に活用されるよう周知を図る。

・氾濫発生情報の確実な共有

氾濫の発生（溢水・越水・決壊）が確認された段階で、その事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保に努める。また、氾濫の発生（溢水・越水・決壊）を水防団等が発見した場合は速やかに河川管理者とも情報共有されるべきことを、水防管理団体にあらためて周知する。

- ・公共交通事業者の参画及び連携強化

鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、必要に応じ協議会の構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化に努める。

- ・協議会における「地域の取組方針」の見直し

本協議会については令和2年度をもっての「地域の取組方針」の対象期間が終了する予定であるが、令和2年度中に「地域の取組方針」の見直しを行う

なお、上記の取組事項については社会资本整備審議会河川分科会「気候変動を踏まえた水害対策検討小委員会」等、令和2年4月時点における国土交通省における各検討会の議論を踏まえたものであるが、**今後公表される答申や提言等の議論の結果を踏まえて、協議会における取組内容については拡充の検討を行う予定であり、拡充が発出された際には、本協議会において、検討していく事を予定しています。**上記事項の共有、周知等にあたつては別添資料を活用してください。

2. 問い合わせ及び提出先

荒川上流河川事務所 防災情報課長
水防企画係長

河川・気象情報の改善に関する検証報告書
課題と改善策について 【抜粋】
(令和2年3月・国土交通省)

4.2 緊急速報メールによる河川情報提供

(2)配信対象市町村との認識の共有

【課題】

- ・河川に関する緊急速報メールについては、市町村が独自で運用している緊急速報メールとの混乱を避けるため、事前の取り決めに従いメールの配信を行わないこととしていた地域があったが、一部の市町村との間でその認識が十分に共有されておらず、メールの配信確認などで混乱があった。
- ・洪水後に複数の市町村から配信対象の追加・削除の要望があった。

【改善策】

・市町村の意向を再確認し配信対象を変更

緊急速報メールの配信の有無に関して、河川事務所と市町村間での認識の齟齬がないよう、現在のメール配信設定を市町村に改めて連絡した上で、**配信の追加・停止の意向を再確認**し、配信設定を変更する。

・配信対象について定期的に市町村と情報共有

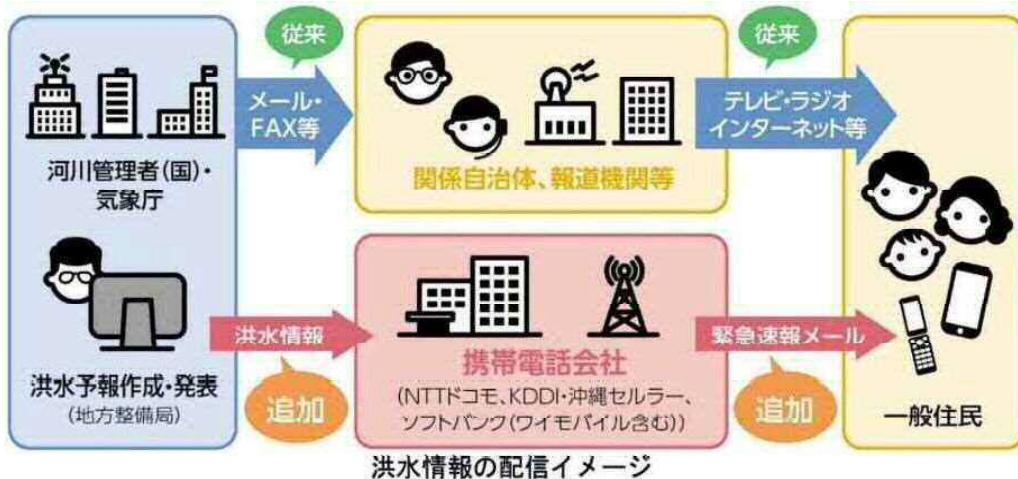
緊急速報メール担当職員の異動等があっても、各市町村と緊急速報メール配信対象に関して継続して認識を共有できるよう、様々な機会を利用し各市町村と**定期的に情報共有**する。

緊急速報メールを活用した洪水情報の配信

対象河川において氾濫危険水位に到達した場合や氾濫が発生した場合にその旨が対象エリア内の携帯電話等※に通知(メール)されます。

対象エリアについては、事前に各自治体の意向により設定。

※NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク(ワイモバイル含む)のユーザーを対象



各市町村の意向については、昨年度(令和元年度)に確認済み

※左記は報告書より追記

4.3 大雨特別警報解除後の洪水に係る情報提供

(1) 大雨特別警報の解除後の洪水に対する注意喚起

【課題】

- ・東日本台風では、大雨特別警報の解除が安心情報と誤解された可能性があった。
- ・解除後の大河川の洪水に対する警戒の呼びかけが十分でなかった可能性があった。
- ・伝え方についても、「解除」と表現したことから警報が継続していることが伝わらなかった可能性があった。

【改善策】

・今後の水位上昇の見込みなどの「河川氾濫に関する情報」を発表

大雨特別警報の解除後の氾濫への警戒を促すため、大雨特別警報の解除を警報への切替と表現するとともに、警報への切替に合わせて、今後の水位上昇の見込みなどの「河川氾濫に関する情報」を発表する。これは、現在の氾濫の危険性や今後の水位の見込み、大河川において最高水位に達する時間帯などを指定河川洪水予報により周知することにより、河川氾濫への注意喚起を図るものである。

国管理河川においては、今年度から新たに、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも、今後の河川水位上昇の見込みや、最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表すべく準備中。

※詳細については、別途連絡します。

※上記枠内は報告書より追記

4.3 大雨特別警報解除後の洪水に係る情報提供

(2)長時間先の水位・危険予測の充実

【課題】

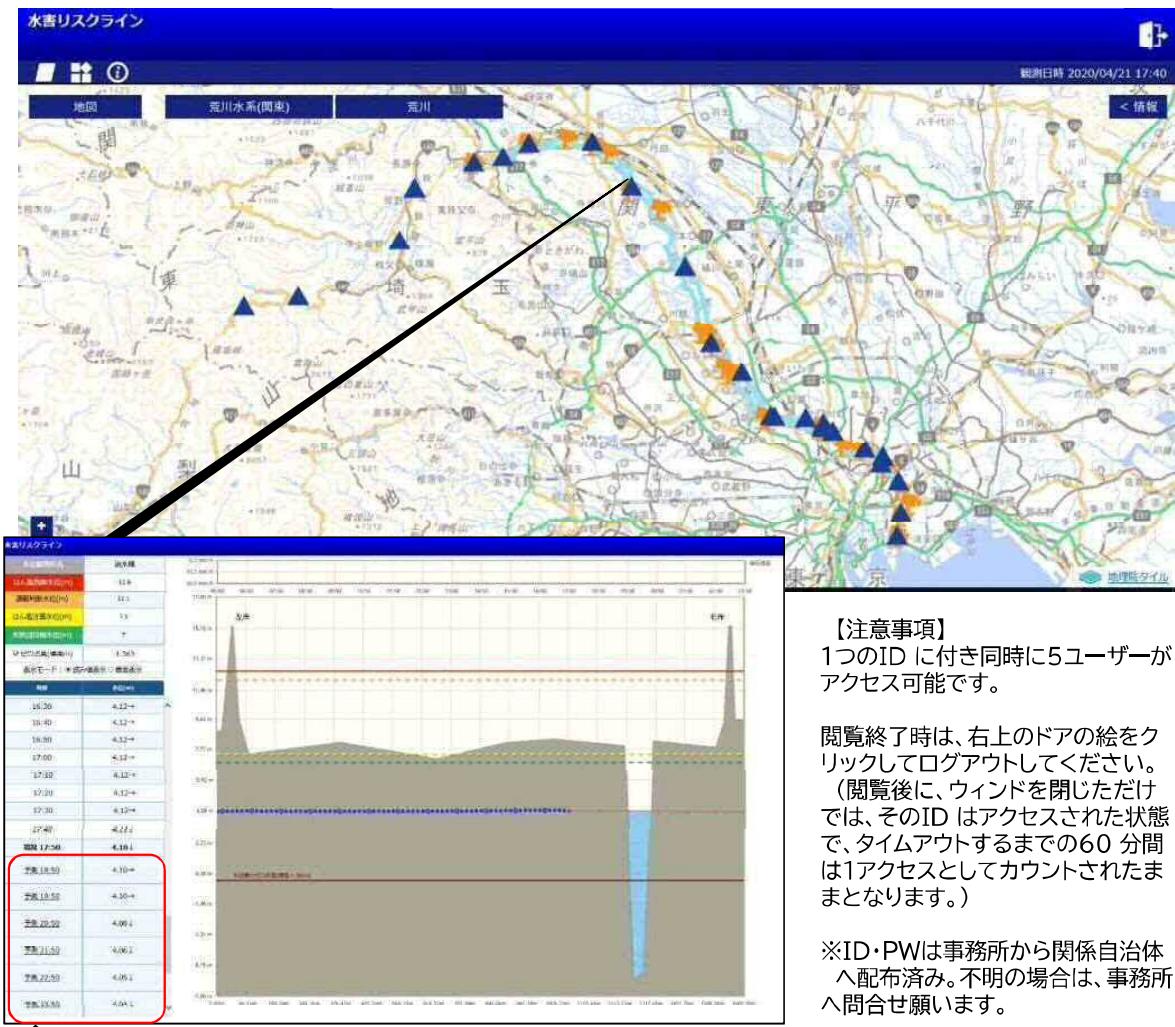
- 現在の洪水の予測情報は3時間先までの情報となっており、大河川などで、降雨が終わってから時間差で到達する洪水についての長時間先の予測情報が提供できていない。

【改善策】

・6時間先までの水位予測の提供

降雨後に時間差で到達する洪水に関する情報の充実のために、すべての国管理河川において、これまでの3時間先までの水位予測だけではなく、6時間先までの水位予測情報を提供する。

「水害リスクライン」



閲覧終了時は、右上のドアの絵をクリックしてログアウトしてください。
(閲覧後に、ウインドウを閉じただけでは、そのIDはアクセスされた状態で、タイムアウトするまでの60分間は1アクセスとしてカウントされたままとなります。)

※ID・PWは事務所から関係自治体へ配布済み。不明の場合は、事務所へ問合せ願います。

内部向けの情報は、予測水位(6時間先迄)が含まれています。
気象業務法に抵触する恐れがありますので、一般等への提供はお控えください。

※水位予測手法の違いのため、洪水予報文記載の予測水位と異なる場合があります。

4.1 決壊・越水等の確認と洪水予報の発表

(1) 洪水時における決壊・越水等の確認の迅速化(その1)

【課題】

- ・河川監視カメラの死角や夜間に発生した決壊・越水等の確認が困難であった。また、浸水等による通行止めにより現地に近づくことができず、巡視員等による決壊・越水等の確認も困難であった。

【改善策】

・危険箇所への河川監視カメラ、水位計の増設

巡視などによる現地確認が困難な場合であっても、洪水の状況等を確認できるよう、相対的に氾濫発生の危険性が高い箇所を中心に、河川監視カメラ、危機管理型水位計を増設し、機器による状況監視体制を強化する。

「川の水位情報」 (一般向け) <https://k.river.go.jp/>



別添-水位計・監視カメラ設置位置図

4.1 決壊・越水等の確認と洪水予報の発表

(1) 洪水時における決壊・越水等の確認の迅速化(その2)

【課題】

- ・水防計画等で河川管理者と情報共有を図ることとされている、沿川自治体や関係機関が入手した決壊等に関する情報が、河川管理者と十分に共有できなかった。

【改善策】

・自治体との情報共有の円滑化

河川事務所の職員等の現地確認や、機器による監視により確認された情報だけでなく、現地の水防活動等により確認された自治体が保有する情報についても有効に活用できるよう、自治体と河川事務所の間における情報伝達方法等を再確認し、洪水時に円滑に情報共有できる体制を構築する。

(2) 洪水予報等の確実かつ迅速な発表

(2-1) 河川事務所における洪水予報発表体制の確保

【課題】

- ・出張所や市町村、気象台などからの多数の情報が河川事務所に集中し、本来の連絡体制の流れとは違う形での情報連絡が行われたことで、結果的に重要な情報を事務所内ですぐに共有できなかった。

【改善案】

- ・河川事務所内や気象台、市町村等との情報連絡経路の再整理、複数同時氾濫を想定した訓練による実効性の確保

氾濫発生、堤防の決壊などの重要情報が関係者間で確実かつ迅速に共有できるよう、河川事務所内や気象台、市町村等との情報連絡、情報共有体制を整理、確認する。

氾濫発生（決壊、越水・溢水）を水防団等が発見した場合には速やかに河川管理者に情報提供願います。

※上記赤字は報告書より追記

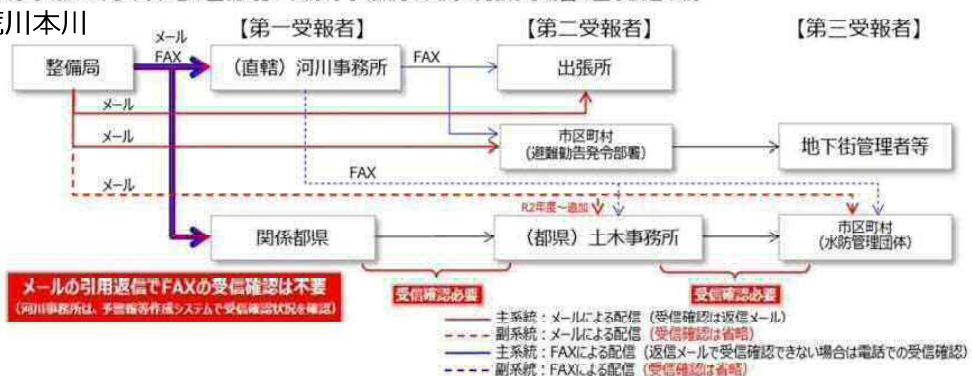
別添-洪水予警報文の受信確認について

洪水予警報文の受信確認について

洪水予報が発表された際には、以下の伝達系統図のとおり、市町村にファックス及びメールにて伝達される。

- 洪水予報における「関東地方整備局」「気象庁予報部」が共同で発表する場合の主な伝達系統

◆ 荒川本川



- 洪水予報における「河川事務所」と「地方気象台」が共同で発表する場合の主な伝達系統

◆ 入間川流域



受信メールに引用返信を行うことにより、システム上で「受信確認」が可能となり、電話による受信確認が不要となる。

返信メールが無い場合には、電話で確認しなければならないため、出水対応でお忙しいとは思いますが、メールの確認・引用返信を確実に実施願います。

- 洪水予警報等作成システム (ktr-kouzui@mlit.go.jp 又は kouzui@kkkr.mlit.go.jp) からメールが配信されます。

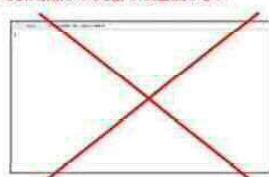
配信メール（例）



本文引用付きでそのまま返信



本文引用無しの状態では返信しない



- ・件名: ○○注意情報 ○○川洪水予報第○号
- ・メール本文 :「見出し」と「主文」
- ・洪水予報文のPDFデータ及びテキストデータが添付されて配信されます
(情報によってはその他の添付ファイルがつく場合があります。)